学校いじめ防止基本方針

令和５年度

松江市立皆美が丘女子高等学校

目　次

１　「学校いじめ防止基本方針」の趣旨
２　いじめの定義
３　いじめ防止対応の組織
４　いじめの防止
５　いじめの早期発見
６　いじめへの対応
７　ネットを介したいじめへの対応
８　いじめに対する措置
９　重大事態への対処

【別紙】
別紙１　日常の指導体制
別紙２　いじめ初期対応について
別紙３　緊急時の組織的対応
別紙４　いじめ発見チェックポイント２５　（松江市教育委員会学校教育課）
別紙５　いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン
別紙６　教室、家庭でのサイン
別紙７　学校におけるいじめ事案への対応振り返りポイント２０
（松江市教育委員会生徒指導推進室）
別紙８　重大事態対応のフロー図　（松江市教育委員会）
別紙９　「いじめ防止」年間指導計画

１　「学校いじめ防止基本方針」の趣旨

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）第 13 条では、各学校は国や県の基本方針を参考にして「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）を策定することが規定されており、国公私立を問わず、すべての小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校は、できるだけ早い時期に「学校基本方針」を策定することが求められた。

そして、平成 26 年度には「松江市いじめ防止基本方針」が策定され、以後毎年見直しを行ないながら、いじめ問題の未然防止や早期発見の取組が進められている。

これを受けて、本校でも生徒一人一人が意欲的に充実した安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等に関する「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向け指導体制を定め、相談体制を整備し、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に取り組むこととした。

なお、この「学校いじめ防止基本方針」は「松江市いじめ防止基本方針」の改定を受けて見直しを行うものとする。

２　いじめの定義

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＝４つの要素＝

① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者(乙)も生徒であること。

② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること。

③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。

④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること。

※①～④を全て満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という

言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を推進法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

【参考：推進法第２条】

（２）いじめに対する基本的な考え方

・いじめは絶対に許されないことであり、いじめはいじめる側が悪いとの認識に立つ。
・いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るとの認識に立つ。
・いじめの未然防止及びいじめに対する対応は、学校・教職員の重要課題であるとの認識に立つ。

（３）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめの問題は、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」と呼ばれる存在がある。「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在といえる。この四つの層は、集団の行動の在り方と大きく関係している。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが重要である。

②いじめの動機

いじめの動機には、概ね以下のものが考えられる。

（参考：「いじめ防止基本方針策定協議会委員提出資料／東京都立研究所）

・嫉妬心（相手をねたみ、引きずりおろそうとする）
・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
・反発、報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの態様

いじめの態様には、主に以下のものなどが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、噂や陰口を言う。
・落書きや物を壊したり、隠したりする。
・集団による無視をされたり、仲間はずれにされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
・性的なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
・金銭強要や金品のたかり、使い走り。

・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

など

３　いじめ防止対応の組織

（１）学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、推進法の基本理念にのっとり、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに保護者、地域住民及び児童相談所、法務局その他の関係諸機関等との連携を図り、更に学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、解消のための早急な対応と被害者及び加害者双方の生徒の適切な救済、関係の修復を図る。また、双方の保護者との適切な意思の疎通を図る。　【参考：推進法第８条】

（２）日常の指導体制

いじめを未然に防止し､早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

① いじめ防止委員会の設置およびその役割

・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行検証・修正を行うとともに、年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する。

・「学校いじめ防止基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うとともに、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、いじめの相談や通報を受け付ける窓口としての役割も担うこととする。

・同委員会は、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で構成する。

・同委員会は、原則として年度初め及び各学期に開催することとし、運営については別に定める。

② 「日常の指導体制」　　・・・別紙１

（３）いじめ初期対応

いじめ情報を認知した場合は、その情報を担任一人で抱え込まないで、校内で情報共有し、迅速で的確な初期対応・組織対応を図り今後の指導方針の確認を行う。

① 「いじめ初期対応」　　・・・別紙２

（４）緊急時の対応

いじめを認知した場合にはその解決に向けて組織的に取り組む。

①いじめ対策委員会の設置およびその役割

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有及び関係の生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害を受けた生徒に対する支援や加害の生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する中核となる。

・同委員会は、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、関係学年主任及び担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他状況に応じて要請された者（外部の有識者を含む）で構成される。

② 「緊急時の組織的対応」　　・・・別紙３

４　いじめの防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みや基盤的指導が強く求められる。学校においては教育活動全体を通して生徒の人権意識、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、いじめには様々な要因がある中で指摘されているストレスを軽減するような、居場所づくりや絆づくりの取組を行い、ストレスに適切に対処できる力を育てる。

（１）いじめ問題に対する教育の推進

・ホームルーム活動や学校行事等をはじめとして生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

・学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

（２）人権教育の推進

・生徒が自分や他人の人権について学び、理解を深め、人権擁護や救済制度等についての学習（法務局や弁護士会による法教育等）を進める。

・人権尊重及び差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進する。

（３）インターネットを通じて行われるいじめの防止

・情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

・一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。インターネット上の一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上又は刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。

（４）いじめを発生させない組織づくり

・「アンケートＱ-Ｕ」を活かしたより良い学級集団づくりを進める。

・学校の実態を適切に把握し、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校のいじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。

具体的な取り組みとしては次のとおりとする。

①教科指導の充実

各教科の指導においては、それぞれの教科科目の特性を生かし、人権教育や道徳教育の視点を取り入れた指導を行う。また、授業や指導方法の改善や充実に努める。

・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり

・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり

②特別活動等の充実

ホームルーム活動等の充実を図り、互いの人権を尊重し合う温かい集団となるよう支援する。

・望ましい人間関係づくりを企図した活動

・学園祭、球技大会、修学旅行、遠足等の学校行事の活用

・学校内外でのボランティア活動の積極的な奨励

③生徒会を中心とした「いじめ防止啓発活動」の実施

・学校行事や生徒会活動に取り入れる。

④教育相談の充実

個別の状況を把握し、きめ細かい支援を行うため、ホームルーム担任や関係教員、スクールカウンセラー等が連携し、教育相談を充実させる。

・担任による面談の定期的な実施（各学期１回以上）

・スクールカウンセラーの活用

・ケース会議や特別支援委員会の開催による情報共有と組織的な支援

・エスコ、五輪ネット等の外部教育機関への相談と連携

⑤人権教育の充実

人権教育の理念を踏まえ、本校の人権教育全体計画に基づき、すべての教育活動の基底に人権教育を据えた取り組みを進める。

・人権意識の高揚を図る。

・教科指導の充実

・人権尊重にかかる各種講演会等の開催

⑥情報教育の充実

ネットを介した人権侵害などを防止し、情報社会に生きる上での望ましい態度とリテラシー能力を育てるため、教科「情報」等をとおして情報モラルに関する教育を充実させる。

・教科指導の充実
・ホームルーム活動や総合的な学習の時間での指導
・各種講演会やスマホ等の情報機器に関する安全講座の開催

⑦いじめ問題への学校の取組振返りシートの活用
・各学期末に作成し、その学期の成果や課題の確認と次学期への取組への活用に努める。
・振り返りの結果を、いじめ防止委員会で整理し、学校全体の状況を把握した後、課題や組織的な対応・取組を全教職員に提示し共有する。

⑧保護者や地域社会との連携
いじめを防止するためには、学校と保護者、地域社会との連携が不可欠である。そのためには学校のいじめに係る情報を提供発信し、学校の取組を年間計画に効果的に位置づけ、連携・協働による取組を行うことが重要である。
・「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載
・「学校いじめ防止基本方針」等、学校の取組の周知
・学校だより等を通した広報活動の充実
・学校公開、授業参観等の実施
・ＰＴＡとの連携・協働の推進
・学校運営協議会、四者の語らい等からの助言

５　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、「早期発見・早期対応」である。日ごろから生徒の言動やサインを敏感に受け止め見逃すことなく発見し、訴えがあれば速やかに対応することが重要である。被害・加害双方の保護者に対しては、早急に連絡を行う。また、けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあり、背景にある事情の調査を行う。

（１）生徒の状態の把握
・常にいじめを意識、点検し、普段と違う生徒の様子や行動に気を付ける。
・日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあり背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）相談しやすい体制づくり
・いじめの問題を含め悩んだり困ったりした時には決して一人で抱え込まず、家族や友人、教職員など相談しやすい誰でもよいので相談するよう生徒に周知しておく。
また、電話等による校外への相談機関についても周知しておく。

・学校は定期的なアンケート調査や面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、面談は、学級担任だけによらず、副担任や教科担任、部活動顧問、保健部など複数の教員で関わることも有効である。
・生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、その生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し迅速に対応することを徹底する。
・被害を受けている生徒が、仕返しを恐れるあまり暴力行為やいじめ等を否定したり申告しないことも少なくないことに留意する。
・日頃から保護者との連携を密にし、相談しやすい校内体制づくりを目指す。

（３）アンケート等の活用

・学校生活に関する実態調査の実施

いじめの問題だけに限らず、生徒を対象とした学校生活に関する調査を定期的に実施することを通して、生徒の実態把握に努める。原則として学期に１回は調査を行うこととする。

また、いじめの問題に特化した年３回のアンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えていじめの実態把握に取り組み、潜在的ないじめの早期発見をめざす。

・アンケートＱ-Ｕの実施と活用

現在、１年生・２年生を対象に年２回、アンケートＱ-Ｕを実施している。アンケートの回答チェックや分析結果等を踏まえて、組織的に対応を進める。アンケートＱ-Ｕの結果は学年部会や特別支援教育委員会、職員会議等で取り上げ、情報を共有するとともに、支援や配慮が必要な生徒・クラスへの対応を迅速に連携して進める。

（４）情報の共有

・「報告・連絡・相談」の徹底

日ごろの観察等を通して気になる生徒の言動や状況について、教職員間で報告や相談をし合うことで情報共有を密にする。とくに、いじめが疑われる場合には必ず管理職に報告する。

・職員会議等での情報共有

いじめの発生はもとより、いじめにつながりかねない事象や人権が侵害された場合には職員会議等で報告し、すべての教職員が情報を共有する。

・特別な支援や配慮が必要な生徒の把握と組織的な対応

ケース会議や特別支援教育委員会とも連携し、特別な配慮や支援が必要な生徒を把握し、個別の支援計画等に基づいて、組織的な対応を進める。

発達障がいを含む障がいのある児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒等、配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（５）いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する必要がある。そして「緊急時の組織的対応」によりいじめ対策委員会を設置し、速やかに事実確認を行い、迅速に対応するとともに、松江市教育委員会へ報告する。【参考：推進法第 23 条】

また、以下の別紙等を活用し、学校いじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。

① 「いじめ発見チェックポイント２５」 ･･･別紙４
（松江市教育委員会学校教育課）

② いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン ･･･別紙５

③ 教室・家庭でのサイン ･･･別紙６

④ 「学校におけるいじめ事案への対応振り返りポイント２０」 ･･･別紙７
（松江市教育委員会生徒指導推進室）

６ いじめに対する措置

いじめの問題には「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。

（１）組織としての情報共有

・法第 23 条第 1 項に基づいて、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

・好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策委員会へ情報共有を行う。

（２）組織としての対応方針の決定

・いじめの事案が発生した場合には、いじめ対策委員会において情報共有を行い、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定する。

・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

【参考：推進法第 23 条】

（３）被害生徒への対応

いじめの問題への対応にあっては何より被害生徒へのケアを最優先する。被害生徒の苦痛を共感的に理解し、その不安や心配を軽減し取り除くとともに、生徒を全力で守り抜くという立場から継続的に支援することが重要である。

・当該生徒の安心、安全を確保する。
・心のケアを図る。
・今後の指導方針・対策について、共に考える。
・信頼される人間関係をつくる。

（４）加害生徒への対応

いじめの問題は、加害生徒がいなければ存在しない。いじめは決して許されないという毅然とした態度で、加害生徒の内面を理解し、他者の痛みを知ることができるようにする指導を行う。

・いじめの事実を確認する。
・いじめの背景や要因等を説明し、理解させる。
・被害生徒の苦痛に気づかせる。
・今後の指導方針の説明を行い、生き方を考えさせる。
・必要がある場合には懲戒指導を行う。

（５）関係集団への対応

いじめの問題にあっては、被害生徒・加害生徒の二者だけでなく、周囲にあって、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団が存在することが多い。そうした傍観的な立場にある関係集団に対しても、いじめを自分たちの問題として捉え、自分たちでいじめの問題を解決しようとする態度と行動力を育てる必要がある。

・いじめの問題を自分たちの問題として捉えさせる。
・誰かに知らせる勇気を持つことが大切であることに気づかせる。
・いじめを傍観したり同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることに気づかせる。

（６）保護者への対応

①生徒の安全を守り、支援に必要な情報を保護者に対して適切に提供する。

②被害生徒の保護者に対して

・保護者から相談や連絡があった場合には、複数の教員で対応し、保護者の話をよく伺いその訴えを聞くとともに、解決に向けて学校として全力を尽くす決意を伝える。また、生徒の訴えや教員の発見により学校が把握した場合には、保護者に速やかに連絡を取り、家庭訪問等により丁寧に説明したうえで、解決に向けて学校として全力を尽くす決意を伝え、情報提供等の協力を求める。状況によっては、学級・学年・全校等の範囲を慎重に検討しながら早い時期に保護者会を開催する。

・保護者の話や訴えをよく聞き、丁寧に分かりやすく話す。
・保護者の苦痛に対してできる限り寄り添う。
・親子のコミュニケーションを大切にし、何か気づいたことがあれば学校に連絡してもらうよう協力を求める。

③加害生徒の保護者に対して

事実を把握した場合、保護者に速やかに連絡を取り、面談を行い把握した事実について丁寧に説明し、納得・同意のもとで協力を求める。

・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
・生徒や保護者の心情に配慮する。
・生徒の行動が変わるよう学校として努力していくことを伝え、そのためには保護者の協力が必須であることを伝える。
・何か気づいたことがあれば学校に知らせていただくよう協力を求める。

④保護者同士が対立する場合など

いじめの問題の対応にあっては、被害生徒と加害生徒の保護者同士が対立する場合も想定される。そうした場合には、学校が外部関係者の意見も踏まえ調整をする場合もある。

・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
・管理職との連携を密にして、詳細に至るまでの情報を共有し、有効な手段を講じる。
・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

（７）関係機関との連携

いじめの問題は学校だけでの解決が困難な場合もある。そのため関係機関との情報交換を密にするとともに、一体的に対応することが重要となる。

①教育委員会との連携

松江市教育委員会（生徒指導推進室）及び島根県教育委員会（子ども安全支援室）への報告相談を行う。

・関係生徒への支援指導
・保護者への対応方法
・関係機関との調整

②警察との連携

松江警察署（生活安全課）への報告相談を行う。

・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

児童相談所や市役所等への報告相談を行う。

・家庭の養育に関する指導助言
・生徒の家庭での生活環境の状況把握
④医療機関等との連携
学校医、スクールカウンセラー、保健所等への報告や相談を行う。
・精神保健に関する相談
・精神症状についての治療、指導助言

7　ネットを介したいじめへの対応

（１）ネットいじめとは

情報社会の進展に伴い、スマートフォンやパソコンが普及し、ネット環境を介した人権侵害の事象が全国的に発生している。インターネット上の一つのいじめ行為は、民事上又は刑事上の問題に発展することもある。

具体的には、以下のような事象がある。

・文字や画像等を用いて特定生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信したり、掲示板等で閲覧可能としたりする。
・特定の生徒になりすまして社会的信用をおとしめる行為をする。
・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

（２）ネットを介したいじめの予防

個人情報がひとたび電子情報としてネット上に出た場合は、そのすべての情報を削除することは極めて困難である。こうした特性を踏まえると、ネットを介したいじめには何より予防が最も重要である。

① 保護者への啓発

保護者にはさまざまな機会をとらえて講演・研修会等を実施したり、リーフレット等を配布するなど情報提供や協力依頼を行う。

・フィルタリングの徹底を呼びかけること。
・機器の使用について各家庭でのルールを作り、実行出来るよう保護者への啓発を行う。

②情報モラルに関する教育の充実

教科「情報」等を通して情報モラルに関する教育を充実させる。

③各種講座の実施

情報機器の使用に関する講演会や防犯講座を年度に１回以上開催する。

（３）ネットを介したいじめへの対処

ネットを介したいじめを把握した場合には、学校が適切に対応することができるよう警察や関係機関と連携し、情報提供を行い迅速に対処する。

①ネットを介したいじめの把握

・いじめに関するアンケート項目に、ネットいじめに関する質問を入れる。

・被害者や保護者等からの直接の訴えや相談
・友人等の第三者からの報告や相談
・警察等からの連絡

② 不当な書き込み等への対処

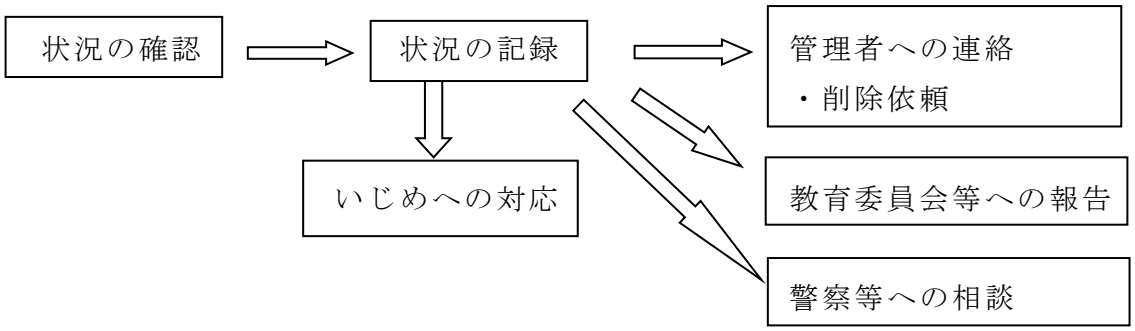

不当な書き込み等があった場合には、迅速に対処する。
・状況を確認する。
・確認できた状況を記録保存しておく。
・いじめへの迅速な対応を組織的に行う。
・確認できた状況を踏まえ、必要に応じてウェブ管理者等に連絡し、情報の　削除を依頼する。
・教育委員会に状況を速やかに報告し助言を受ける。
・必要に応じて警察へ相談する。

8　いじめに対する措置

いじめが「解消している」状況とは、少なくとも次の①、②の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

・いじめられていた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重要性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害をうけた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認をする。　【参考：推進法 23 条】

9　重大事態への対処

（１）重大事態への対処　･･･別紙８

学校は、次に掲げる場合には、緊急な対応を要する重大な事態に対処し、及び同様の事態の発生を防止するため、速やかに、事実関係の把握に向けた調査を行う。

【参考：推進法第 28 条】

①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

・生徒が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

・年間の欠席が３０日以上の場合 ・連続した欠席の場合は状況により、教育委員会または学校の調査を行い判断する。 ※なお、学校が重大事態等の判断をする前に、生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申立があった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態時の調査協力

学校は、重大事態と判断した場合、松江市教育委員会及び島根県教育委員会に報告するとともに、それぞれの教育委員会が設置する調査のための機関に協力する。

重大事態に係る調査は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月）に沿って対応する。

【参考：推進法第 28 条】

（３）重大事態時の報告

学校は、重大事態に対処し、調査を行ったときは、以下のとおり報告等を行う。

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

② 松江市教育委員会に報告するとともに、教育委員会を通じて、重大事態の発生を松江市長に報告する。 【参考：推進法第 30 条】

③ 島根県教育委員会に報告する。